

令和6年度（令和5年分） 所得申告相談のお知らせ

R5.12.27

町の所得申告相談は、**町中央公民館大ホール**において**令和6年2月15日（木）～3月15日（金）**までの期間中（土、日、祝祭日除く）、下記日程表のとおり実施いたします。

なお、この「申告相談のお知らせ」は全戸に配布しておりますので、役場から個別に所得申告相談の通知は発送いたしません。申告が必要な方は忘れずに申告してください。

月 日	行 政 区	受 付 時 間	
2月15日（木）	年金・給与収入のみの方対象	午前の部 9時00分から 11時30分まで 午後の部 1時00分から 4時00分まで	
2月16日（金）	年金・給与収入のみの方対象		
2月19日（月）	年金・給与収入のみの方対象		
2月20日（火）	山白石1区・2区・3区・4区		
2月21日（水）	山白石5区・6区・7区		
2月22日（木）	小貫、太田輪		
2月26日（月）	里白石		
2月27日（火）	里白石（内山・高梨沢地区）、福貴作		
2月28日（水）	染		
2月29日（木）	滝輪1区・2区		
3月 1日（金）	東大畑1区・2区		◎ できるだけ指定日にお越しくださるよう、ご協力をお願いいたします。申告期限間近になりますと大変混雑しますので、指定日に申告相談できない方は、なるべく早い時期にお越しくださるようお願いいたします。 なお、例年午前中が混雑する傾向にあります。混雑時は、午前中に来場いただいても、午後からのご案内になる場合がありますのでご了承ください。
3月 4日（月）	簗輪		
3月 5日（火）	本町1区（大明塚地区）		
3月 6日（水）	本町1区・2区		
3月 7日（木）	根岸、中里		
3月 8日（金）	大草、松野入		
3月11日（月）	袖山		
3月12日（火）	荒町（背戸谷地地区）		
3月13日（水）	荒町、畑田		
3月14日（木）	指定日に申告相談できない方		
3月15日（金）	指定日に申告相談できない方		

◆申告時に持参するもの

1. 源泉徴収票
2. マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード及び顔写真の入った身分証明書等
3. 各種証明書（生命保険料・地震保険料・社会保険料（国民年金）控除証明書等）
4. 申告者名義の口座番号等が分かる預金通帳またはキャッシュカード
5. 営業、農業、不動産などの収支内訳書（収支を記録した帳簿、各種領収書等）
6. 医療費控除を受ける方は、医療費控除（セルフメディケーション税制）の明細書、領収書及び生命保険や健康保険などから還付された金額のわかるもの **※必ず人ごとに分けて、集計してください。**
7. 住宅借入金等特別控除を受ける方は、家屋（土地）の登記事項証明書、借入金の年末残高証明書、工事請負（売買）契約書、補助金の交付を受けている場合はその金額が分かる決定通知書等
8. 寄附金控除を受ける方は、寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証など
9. 消費税の申告をする方は、課税取引金額計算表（課税取引の科目を税率ごとに区分した集計表）
10. その他申告に必要と思われるもの（税務署からのハガキや予定納税通知書等）

◆所得申告が必要な人とは？

令和6年1月1日現在、浅川町に住所（住民登録）があり、下記のいずれかに該当する人などです。

1. 営業・農業・不動産・一時・譲渡・雑などの給与・公的年金以外の所得がある人
2. 給与所得者で次のいずれかに該当する人
 - ①給与所得以外の所得がある人
給与所得以外の所得金額が20万円を超える場合は確定申告、20万円以下の場合は町県民税申告になります。
 - ②年末調整をしていないか、または追加する所得控除（扶養控除、生命保険料控除など）がある人
 - ③勤務先から浅川町役場に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先にご確認ください。）
 - ④給与の収入金額が2,000万円を超える人
3. 公的年金所得者で次のいずれかに該当する人
 - ①公的年金の収入金額の合計額が400万円を超える人
 - ②公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得がある人
公的年金所得以外の所得金額が20万円を超える場合は確定申告、20万円以下の場合は町県民税申告になります。
 - ③追加する所得控除がある人（扶養控除、生命保険料控除、医療費控除など）
収入が公的年金のみの方で、公的年金の収入金額が400万円以下かつ追加する所得控除がない場合は、申告の必要はありません。
4. 令和5年中に自然災害などによって資産に損害を受け、雑損控除を受ける人及び繰越控除を受ける人
5. 令和5年中に収入がなかった人（町内の人の税法上の扶養親族になっていれば除きます。）
6. 収入が障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得、または生活扶助のみの人

◆消費税の確定申告について

令和5年10月より消費税のインボイス制度が始まりました。インボイス発行事業者の登録を受けた人は、登録日以降の期間中の消費税申告が必要になります。消費税の申告は、課税売上の消費税額から課税仕入の消費税額を差し引いて計算します。その際、税率（10%か8%）が異なる部分は分けて集計し、取引の中に非課税取引が含まれる場合は除外して計算する必要がありますので、消費税の申告が必要な人は、必ず集計をお願いします。なお、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった人は、納税額を課税売上の消費税額の2割とすることができる特例（以下「2割特例」）が設けられています。2割特例を適用する場合は、課税売上から簡単に申告をすることができますが、税率が異なる売上有る場合は、税率ごとに区分して集計してください。

◆e-Taxによる確定申告について

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、自宅のパソコン・スマートフォン等で所得税及び消費税の確定申告書を作成し、e-Taxにより送信（電子申告）することができます（マイナンバーカード及びマイナンバーカード読取対応スマートフォン等が必要）。パソコン・スマートフォン等での確定申告の方法は、国税庁ホームページやYouTubeの「国税庁動画チャンネル」をご覧ください。医療費控除を受ける場合や住宅ローン控除を受ける場合などのパターン別に解説されています。

申告相談会場は混雑が予想されますので、自宅からの確定申告をご検討ください。

◆須賀川税務署の確定申告書作成会場のお知らせ

須賀川税務署の確定申告書作成会場は下記のとおりです。※来場者がスマホ等を利用して作成します。

- ・場 所：須賀川市労働福祉会館（須賀川市茶畑町65） ※駐車場には限りがあります。
- ・期 間：令和6年2月16日（金）～3月15日（金） 午前9時～午後4時 ※土日祝除く

会場への入場は、入場整理券が必要になります。入場整理券は、国税庁LINEによる事前発行と当日の会場配布があります。配布状況によって後日の来場をお願いすることもあります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。か、須賀川税務署（電話0248-75-2194）にお問い合わせください。